

那須烏山市立荒川小学校 P T A 規約

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 この会は那須烏山市立荒川小学校 P T A という。

第 2 条 この会は事務局を那須烏山市立荒川小学校内に置く。

第 2 章 目的および活動

第 3 条 この会は会員が協力し、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第 4 条 この会は、前条の目的をとげるため、次の活動を行う。

- (1) 会員相互の教養を高めるための研修を行う。
- (2) 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の生活指導を行う。
- (3) 児童の生活環境の向上に努める。
- (4) 公教育費の充実に努める。
- (5) その他必要と認められることを行う。

第 3 章 方 針

第 5 条 この会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 児童の活動や福祉のために活動する他の団体および機関と協力すること。
- (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わないこと。
- (3) この会またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しないこと。
- (4) 学校の人事、その他の管理には干渉しないこと。

第 4 章 会 員

第 6 条 この会の会員は、次にあげる者で構成する。

- (1) 荒川小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者。
- (2) 荒川小学校の教職員。
- (3) (1)・(2) 以外で、この会の主旨に賛同する者。

2

- (1) 前項に該当する者は、別紙様式 1 による入会届を会長に提出する。
- (2) 入会届は入学時に提出し、除籍をもって退会とする。

3 第 1 項・第 3 号に該当する入会は、役員会が決定する。

第 7 条 この会の会員は、会費を納めるものとする。

2 会費は、年額 3, 2 0 0 円とし、分納することができる。

第 8 条 会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

第 5 章 経 理

第 9 条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入によって支弁される。

第 1 0 条 この会の経理は、総会において決議された予算に基づいて行われる。

第 1 1 条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第 1 2 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり翌年の 3 月 3 1 日に終わる。

第6章 役員

第13条 この会の役員は次のとおりである。

会長 1 名 副会長 3 名（うち学校職員 1 名）

書記 2 名（うち学校職員 1 名） 会計 2 名（うち学校職員 1 名）

2 役員は、他の役員、会計監査の委員を兼ねることができない。

3 必要に応じて、副会長以下の人数を増やすことができる。

第14条 役員は、総会において選任する。

第15条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第16条 会長は、次の職務を行う。

（1）総会及び役員会、運営委員会を招集する。

（2）他の役員及び校長の意見を聞いて、常置委員会の委員長を委嘱する。

2 会長は会計監査委員の集会を除くすべての集会に出席して意見を述べることができる。

第17条 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

第18条 書記は次の職務を行う。

（1）総会及び運営委員会の議事、ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。

（2）記録、通信その他の書類を保管する。

（3）会長の指示に従って、この会の庶務を行う。

第19条 会計は、次の職務を行う。

（1）総会が決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。

（2）定期総会のつど、会計を報告する。

（3）定期総会において、会計監査委員の監査を経た決算報告をする。

（4）この会の財産を管理する。

（5）予算の立案について協力する。

第7章 会計監査委員

第20条 この会の経理を監査するために、2名の会計監査委員を置く。

第21条 会計監査委員は、総会において選出する。

第22条 会計監査委員は、必要に応じ随時会計監査を行うことができる。

第23条 会計監査委員の任期は1年とする。

第8章 総会

第24条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

第25条 総会は、定期総会および臨時総会とする。

2 定期総会は、4月に開催する。臨時総会は運営委員が必要と認めたときまたは、会員の10分の1以上の要求があったとき開催する。

第26条 総会は、会員の現在数の4分の1以上の出席がなければ、その議事を協議することができない。

第27条 総会の議事は、出席者の過半数で決する。

第 9 章 運営委員会

第 28 条 運営委員会は、役員、常置委員会の委員長、学年委員長および校長をもって構成され、この規約に定めるもののほか、役員、会計監査委員、常置委員会、学年委員会の権限以外の事務を処理し、かつ常置委員会の連絡調整をはかり、総会に提出する議案を調整する。

第 29 条 運営委員会は、会長が必要と認めたとき、または構成員の 4 分の 1 以上の要求があったときに開催する。

第 30 条 運営委員会は、委員の現在数の 2 分の 1 以上の出席がなければ、その議事を協議することができない。

第 31 条 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決する。

第 10 章 常置委員会

第 32 条 この会の活動に必要な事項について、調査、研究、立案するために常置委員会を置く。

2 常置委員会について、必要な事項は細則で定める。

第 11 章 細 則

第 33 条 この会の運営に必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の決議を経て定める。

2 運営委員会は、細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第 12 章 改 正

第 34 条 この規約は運営委員会の議決を経て、総会において、出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければ改正することができない。

付 則

この規約は、昭和 49 年 4 月 20 日から施行する。

平成 6 年 4 月 27 日 第 7 条に関する条例の一部改正

平成 8 年 4 月 23 日 第 13 条に関する条例の一部改正

平成 11 年 4 月 28 日 第 13 条に関する条例の一部改正

平成 14 年 4 月 26 日 第 8 条に関する条例の一部改正

平成 17 年 4 月 27 日 第 7 条に関する条例の一部改正

平成 18 年 4 月 26 日 市制に伴い第 1 条、第 2 条に関する条文の一部改正

平成 21 年 4 月 22 日 第 13 条に関する条文の一部改正

平成 27 年 4 月 28 日 第 4 条に関する条文の一部改正

第 5 条に関する条文の一部改正

第 6 条に関する条文の一部改正

第 13 条に関する条文の一部改正

第 20 条に関する条文の一部改正

第 26 条に関する条文の一部改正

第 34 条に関する条文の一部改正

平成 29 年 4 月 28 日 第 13 条に関する条文の一部改正

第 28 条に関する条文の一部改正